

〔倭訓栞前編十六〕つ、みやき 和名抄に魚をよめり、裏焼也と注せり、類聚雜要大饗に、追物鮒裏

焼と見え、宇治拾遺に、天武の吉野にまします時に、大友の妃たりし皇女鮒のつ、みやきの腹に文をおし入て奉りたまふよし見えたり、

〔類聚名物考 飲食三〕魚 つ、みやき

つ、みやきといふこと、いまだしるしとするものなし、或やごとなきかたの仰せられしは、今鮒の昆布卷などいふものあり、是物にみえしつ、みやきなる中の玉章などみえしこれにやと仰られしは、いかゞにや侍らん、今思ふに毛萇が詩の傳に、以毛曰魚とみえしによれば、獸を焼に毛をも引ず、腸をもさらすして、そのま、焼をいふ也、これ多く祭祀に用ひしと見えて、鬼神は人は異にして、生贄をもそのま、料理せずし奉れば、ことにこれを用る歟、皇朝にては中世より獸は用ひず、魚鳥をのみ用れば、ことに片岡鮒の魚は名高きもの也、これは腸を去す鱗をもとらで、そのま、に焼ば、やがて包燻といふならん、昆布卷とてする物は、焼にはあらず煮物也、つねに鮒などは鱗をさり腸をも去て焼に、さもせねばこそ、中に玉章は有といふことは、唐の雙鯉の腹中の尺素によせたるなり、今俗にも鮒鮒などをそのま、焼をば、土藏焼といふ、至りていやしき詞なれども、つ、みやくことの意はたがはざるなり、

毛詩 魚之燻之 毛萇曰以毛曰魚 文選 第一西都賦 班固 然後收禽會衆論功賜胙陳輕騎以行 魚騰酒車以斟酌 注張銑曰言收所獲之禽會師衆以論功賜胙賜其餘魚炙肉言以騎行炙以車載酒

〔四條流庖丁書〕一包焼ノ事、鮒ノ五六寸計ナルヲ、能鱗ヲフ、オテ腹ヲ明、能洗テ、扱結昆布、串柿、クルミ、ケシ、此四色ノ外ニ粟ヲ蒸シテ可入、五色入テ腹ヲヌイタク、ミテ薄タレニカツホ入テ、能ホドニ認テ、シホ酒シホ入テ、貴人ヘハ三ツ計其外ヘハ一宛盛テ、胡椒入テ可參、此料理ノ事四條家ニ